

学校安全の推進に関する計画の策定について

学校安全の推進に関する計画の策定

学校保健安全法に基づき、国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、「学校安全の推進に関する計画」を策定することが必要（学校保健安全法第3条）。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

※現計画は、平成24年からおおむね5年間の計画

学校安全の推進に関する計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)【概要】

1. 背景

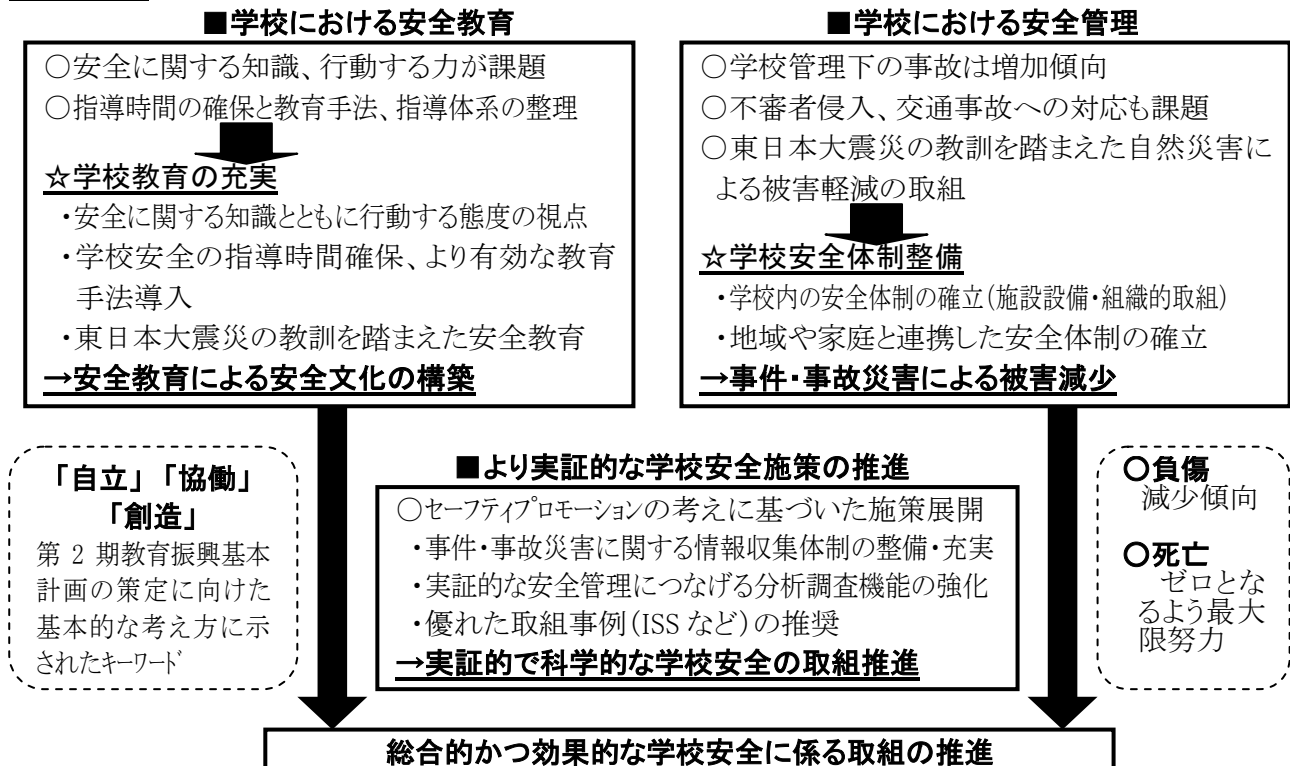
学校保健安全法の制定(旧学校保健法の改正、平成 21 年 4 月施行)

→「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする」(第 3 条第 2 項)

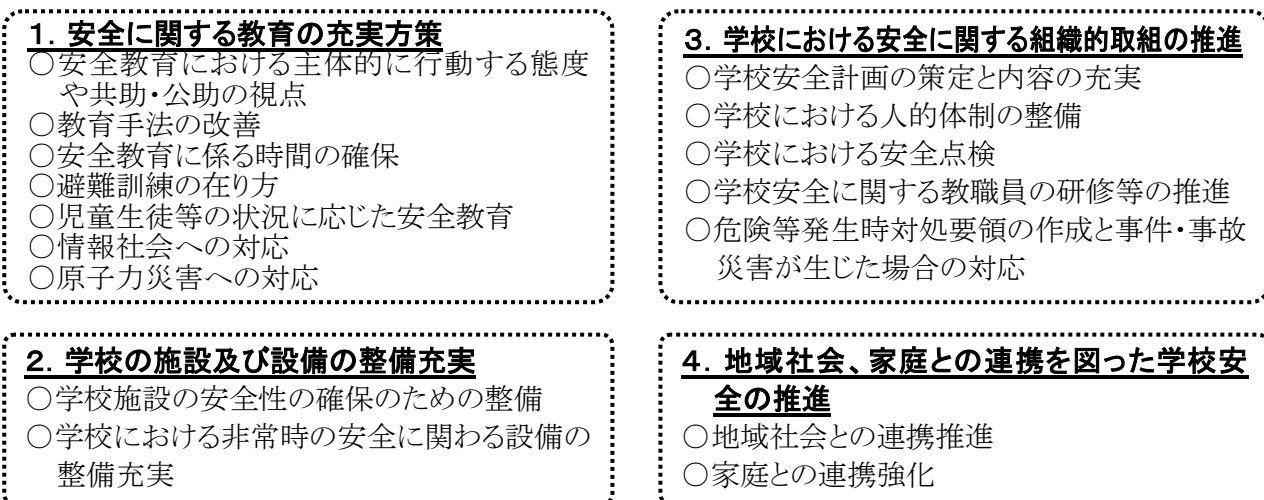
2. 期間

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間

3. 概念図



4. 学校安全を推進するための方策



- ・国内外の取組も含め、学校安全に係る情報収集・提供を強化
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター等と連携して学校安全に係る調査・分析を強化